

令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について

1 募集定員の設定について

令和8年度から臨床研修を開始する研修医の定員配分及び定員の算定方法について、
令和7年4月11日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、九州厚生局あてに報告を行う必要がある。

2 各病院の募集定員の配分の考え方

各病院の希望定員数の合計が県の定員上限（厚労省が設定）の範囲内であれば、各病院の希望定員数どおりの定員とし、地域医療対策協議会で協議を行う。
各病院の希望数が上限を上回った場合は、地域医療対策協議会で配分先を検討・調整する。

【参考】医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抜粋）

(2)都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。

3 決定までのスケジュール

2月上旬	県から各臨床研修病院へ定員希望調査（2月28日㍻）
3月24日	地域医療対策協議会にて、配分について協議、決定
4月11日まで	九州厚生局へ定員配分及び定員の算定方法を報告
4月末まで	各病院あて募集定員の通知

1

大分県における募集定員の設定について

1 令和8年度の状況

- 国が設定する募集定員上限：101人（前年度比▲11）
- 各臨床研修病院の希望募集定員：110人（前年度比＋1）
 - 定員増を希望した臨床研修病院については、令和7年度定員を上限に調整：108人
 - ⇒ 調整後の定員からさらに 7人 の削減が必要

【参考】過去の募集定員上限の状況

年度 (研修開始)	R4	R5	R6	R7	R8 (前年比)
国が設定する 募集定員上限 (①)	120	116	117	112	101 (▲11)
各病院の 希望募集定員 (②)	110	110	110	109	108 (▲1)
余り (①-②)	10	6	7	3	▲7 ※ (▲10)

※令和7年度の定員を上限とする

[減少数11の内訳]

- ①基本となる数 ▲4
→ 研修医総数推計値を人口分布等で按分した数（研修医総数の減）
- ②地域枠加算 ▲2
→ 留年による該当学年人数の減
- ③他県へ配分するために削る数 ▲5
→ 直近（R6年度）の採用数が減少したことによる、削減枠の増（R7年度：4枠、R8年度：9枠）

2 令和8年度の配分方針（案）

- 各医療機関における希望定員数（令和7年度の定員を上限とする）をベースに、不足する7枠について、直近（令和5～7年度）の受け入れ実績が平均以下の医療機関で、構成比率に応じて按分し7枠分（大分大学医学部附属病院6枠、アルメイダ病院1枠）を削減することとした。

【配分方針の考え方】

直近の充足率が低い医療機関から削減することで、県全体においてアンマッチ者の発生を回避できる可能性が高い。

（≡ 研修医総数への影響が生じにくい）

【令和9年度以降の募集定員の設定】

今回、定員の削減を行った医療機関については、令和9年度募集定員配分時に枠が増加した場合、優先して復元する。

2

令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院名	令和7年度 定員 A	令和8年度 希望定員	令和8年度 定員(案) B	(参考) 令和7年度 定員からの 増減 B-A
国 立 病 院 機 構 別 府 医 療 セ ン タ ー	9	9	9	0
大 分 県 立 病 院 (※ 自 治 医 含 む)	17	16	16	-1
大 分 大 学 医 学 部 附 属 病 院	44	44	38	-6
大 分 大 学 (医 学 部) 附 属 病 院 (小 ・ 産)	4	4	4	0
社 会 医 療 法 人 敬 和 会 大 分 岡 病 院	5	5	5	0
中 津 市 民 病 立 院 中 津 市	6	6	6	0
大 分 県 厚 生 連 院 鶴 見 病 院	4	4	4	0
大 分 中 村 病 院	4	4	4	0
国 立 病 院 機 構 大 分 医 療 セ ン タ ー	2	2	2	0
大 分 赤 十 字 病 院	5	5	5	0
新 別 府 病 院	4	6	4	0
大 分 市 医 師 会 立 院 ア ル メ イ ダ 病 院	5	5	4	-1
大 分 県 計	109	110	101	-8
大 分 県 募 集 定 員 上 限	112	101	101	▲ 11

令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員(参考)

病院名	研修医受入実績 （他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。）									R5～7 平均 充足率	R5～7 合計 残余数	病院が 希望する 募集定員	R7定員を 上限とした 調整	調整後の 定員	充足率が平均以下の病院で 削減数（不足数）を按分			最終 募集定員	前年比
	R5年度			R6年度			R7年度								R5～7 残余数の 構成比率	削減数	削減数 （四捨五入）		
	定員	受入数	充足率	定員	受入数	充足率	定員	マッチ数	充足率										
独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	8	8	100%	8	8	100%	9	9	100%	100%	0	A		A'	B	不足枠×B	C	A'-C	
大分県立病院	17	17	100%	17	13	76%	17	16	94%	90%	5								
大分大学医学部附属病院 （小・産4枠を含む）	48	24	50%	48	18	38%	48	24	50%	46%	78			48	89.7%	6.28	6	42	▲ 6
社会医療法人敬和会 大分岡病院	5	4	80%	5	4	80%	5	3	60%	73%	4			5				5	0
中津市立中津市民病院	6	6	100%	6	5	83%	6	5	83%	89%	2			6				6	0
大分県厚生連 鶴見病院	4	3	75%	4	2	50%	4	4	100%	75%	3			4				4	0
大分中村病院	4	4	100%	4	3	75%	4	1	25%	67%	4			4				4	0
独立行政法人国立病院機構 大分医療センター	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%	0%	6			2				2	0
大分赤十字病院	5	5	100%	5	1	20%	5	5	100%	73%	4			5				5	0
国家公務員共済組合連合会 新別府病院	4	4	100%	4	1	25%	4	4	100%	75%	3		▲ 2	4				4	0
大分市医師会立アルメイダ病院	5	2	40%	5	2	40%	5	2	40%	40%	9			5	10.3%	0.72	1	4	▲ 1
大分県 計	108	77		108	57		109	73		64%	118	110		108		7	7	101	▲ 8

国上限
不足枠数

101

7

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和 6 年 11 月 27 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に基づき、令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 7 年 4 月 11 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和8年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

別紙

	R7年度募集 定員上限	R7年度病院 募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医数 推計値を人口分 布や医学部入学 定員で按分) (※1)	地域枠による 加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加 算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					3.4%まで戻す ための追加配 分	R8募集定員 上限 (※4)
					地理的条件(100km ² キロメートルあたりの 医師数)による加算 (※3)	地理的条件(難民の 人口)による加算	医師少数区域の人口 に応じた加算	都道府県間の医師 偏在状況に応じた 加算		直近(R6年度) の採用数	①×0.99と ⑥のうち 少ない方	仮上限に足す 数	仮上限と昨年 実績との差	仮上限から削る 数(不足数の合 計を⑨で按分)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	②+③+④			⑦-⑤	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪
北海道	427	427	349	19	35	2	1	0	406	345	0	0	0	0	6	412
青森	173	147	98	65	10	0	1	0	174	87	0	0	87	14	0	160
岩手	143	121	96	45	10	0	1	0	152	74	0	0	78	13	0	139
宮城	222	222	187	11	14	1	1	0	214	176	0	0	0	0	0	214
秋田	116	108	75	29	8	0	1	0	113	63	0	0	50	8	0	105
山形	120	120	85	35	9	1	1	0	131	81	0	0	0	0	0	131
福島	193	177	121	61	13	0	1	0	196	119	0	0	77	13	0	183
茨城	260	238	194	87	0	0	1	0	282	207	0	0	75	12	0	270
栃木	192	192	156	15	11	0	1	0	183	150	0	0	0	0	2	185
群馬	160	150	130	26	10	0	1	0	167	112	0	0	55	9	0	158
埼玉	542	516	502	28	0	0	1	0	531	453	0	0	78	13	0	518
千葉	491	491	429	64	0	0	1	0	494	479	0	0	0	0	0	494
東京	1,267	1,267	1,159	24	0	7	1	0	1,191	1,276	1,254	63	0	0	0	1,254
神奈川	668	668	633	19	0	0	1	0	653	658	658	5	0	0	0	658
新潟	222	222	146	38	11	11	1	0	207	160	0	0	0	0	7	214
富山	109	109	83	16	6	0	0	0	105	69	0	0	0	0	0	105
石川	131	131	91	11	7	1	0	0	110	89	0	0	0	0	17	127
福井	89	89	61	12	5	0	0	0	78	46	0	0	0	0	8	86
山梨	106	85	66	41	5	0	0	0	112	69	0	0	43	7	0	105
長野	167	167	137	26	10	0	1	0	174	134	0	0	0	0	0	174
岐阜	184	184	132	23	10	0	1	0	166	157	0	0	0	0	12	178
静岡	314	314	244	46	0	1	1	0	292	293	293	1	0	0	10	303
愛知	557	557	512	30	0	1	1	0	544	571	551	7	0	0	0	551
三重	177	167	118	44	9	1	0	0	172	150	0	0	22	4	0	168
滋賀	126	126	100	16	7	1	0	0	124	119	0	0	0	0	0	124
京都	253	253	194	7	0	0	1	0	202	261	250	48	0	0	0	250
大阪	636	636	601	16	0	0	0	0	617	645	630	13	0	0	0	630
兵庫	404	404	368	19	0	2	0	0	389	414	400	11	0	0	0	400
奈良	124	124	103	16	0	0	0	0	119	125	123	4	0	0	0	123
和歌山	123	123	74	34	6	0	0	0	114	109	0	0	0	0	5	119
鳥取	82	82	45	33	4	0	0	0	82	38	0	0	0	0	0	82
島根	91	77	54	27	4	5	0	0	90	62	0	0	28	5	0	85
岡山	195	195	153	5	11	1	0	0	170	176	176	6	0	0	12	188
広島	220	210	188	19	0	2	0	0	209	175	0	0	34	6	0	203
山口	136	133	107	17	8	1	0	0	133	84	0	0	49	8	0	125
徳島	77	77	58	14	5	1	0	0	78	38	0	0	0	0	0	78
香川	104	104	76	11	0	9	0	0	96	55	0	0	0	0	4	100
愛媛	143	136	104	17	8	3	0	0	132	94	0	0	38	6	0	126
高知	95	95	55	25	4	1	0	0	85	54	0	0	0	0	7	92
福岡	412	412	394	4	0	1	0	0	399	388	0	0	0	0	0	399
佐賀	83	83	66	8	0	1	0	0	75	54	0	0	0	0	5	80
長崎	154	148	104	22	0	29	0	0	155	111	0	0	44	7	0	148
熊本	141	141	117	5	9	1	1	0	133	96	0	0	0	0	3	136
大分	112	109	90	12	7	1	0	0	110	57	0	0	53	9	0	101
宮崎	117	113	87	28	7	1	1	0	124	48	0	0	76	13	0	111
鹿児島	165	156	109	19	8	32	1	0	169	93	0	0	76	13	0	156
沖縄	162	162	105	19	0	29	0	0	153	146	0	0	0	0	3	156
計	11,185	10,968	9,156	1,206	271	147	23	0	10,805	9,460		159	963	159	104	10,904

九州各県の
定員上限増減▲13
▲3
▲6
▲5
▲11
▲6
▲9
▲6

(※1)「研修医総数推計値」は、令和8年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出

→令和8年度研修希望者数推計値 10,288人×0.89＝9,156人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨＝0)とする

⑫の計算は、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%(直近の全国の募集定員上限の減少率)を上回る都道府県(令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る)に対して、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は、令和8年度の募集定員上限の5%とされたことを踏まえ、以下の通りとする

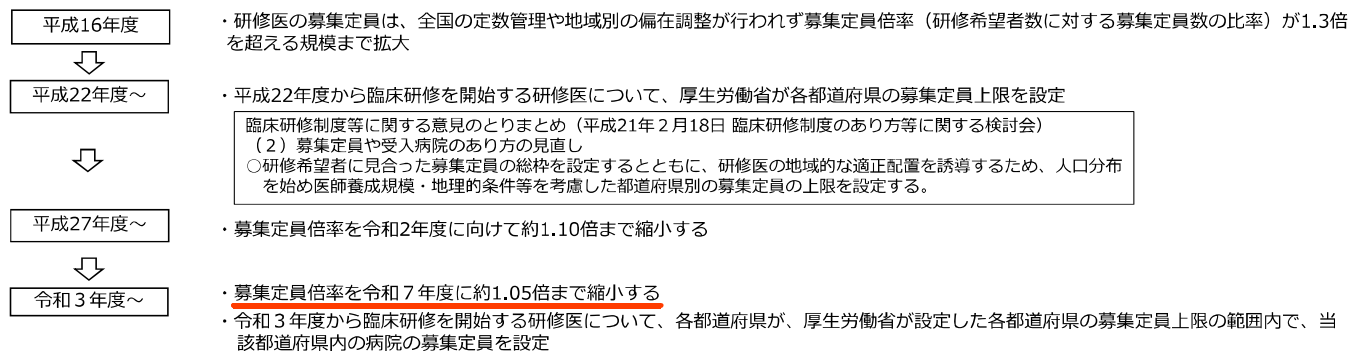
東京都:63人以上(自都内:25人まで)、京都府:13人以上(自府内:5人まで)、大阪府:32人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※5)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

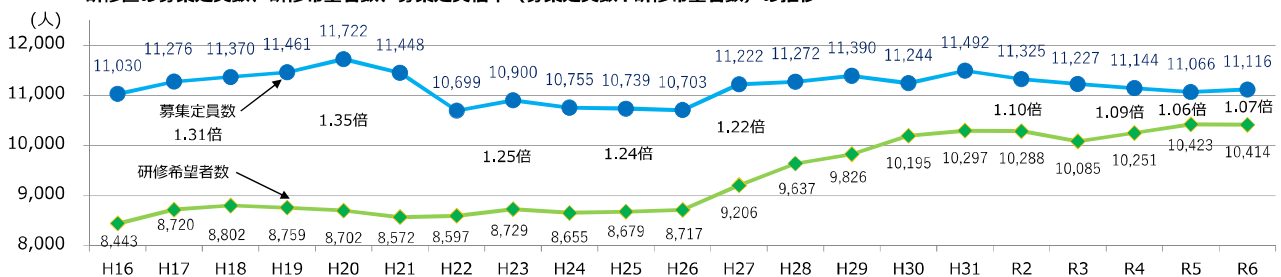
臨床研修医の募集定員について

令和6年度
第4回医道審議会医師分科会
医師臨床研修部会（R6.11.27）資料

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
- このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている。



研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率（募集定員数÷研修希望者数）の推移



2

令和8年度の研修希望者数の推計結果

令和8年度の研修希望者数（推計）（10,288人）（対前年度▲252人）

- = ①令和7年度実施のマッチングに参加する者の人数 (10,087人) (対前年度▲245人)
+ ②令和7年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数 (201人) (対前年度▲7人)

- ①令和7年度実施のマッチングに参加する者の人数 (10,087人) (対前年度▲245人)
= ④令和7年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数 (9,073人) (対前年度▲241人)
+ ⑤令和6年度の医師国家試験不合格者数 (821人) (対前年度▲39人)
+ ⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数 (193人) (対前年度+35人)

④令和5年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和6年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

②令和7年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数 (201人) (対前年度▲7人)

令和6年度時点の5年生の人数で代替

7

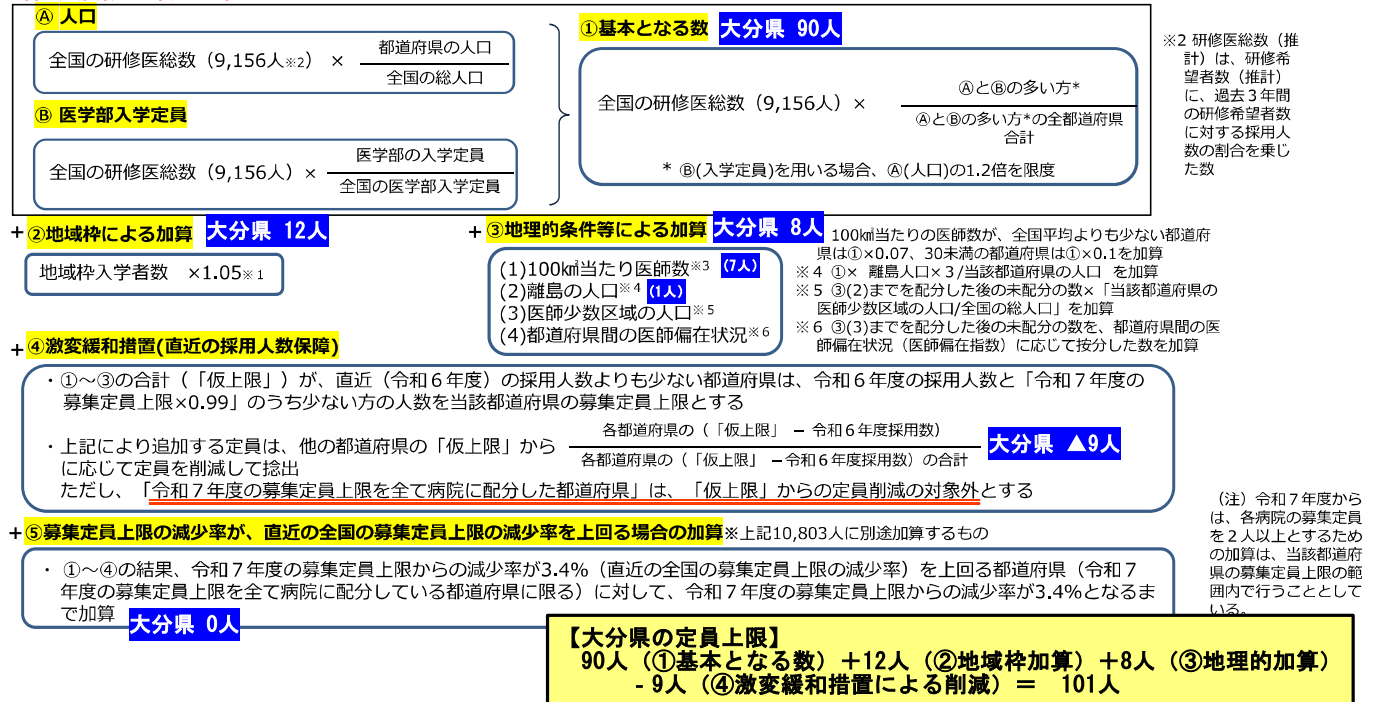
令和8年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法（案）

■全国の募集定員上限（10,803人）

研修希望者数（推計）（10,288人）× 1.05 ※1

※1 令和8年度は1.05で据え置き

■各都道府県の募集定員上限



省令施行通知（定員部分抜粋）

医政発第0612004号

平成15年6月12日

（一部改正令和6年3月29日）

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

（略）

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。また、第三者による評価の受審状況、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該募集定員を設定するよう努めること。

その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された募集定員については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、また、前述の5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けることとされている病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。

また、前述の5の(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの募集定員枠から配分すること。

24 募集定員の通知

(1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならない

いこと。

- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
- ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。